

にほんばし

かわら版

「浅草川首尾の松御厩河岸」
あさくさがわしゅびのまつ おうまがし

江戸時代、浅草辺りから蔵前までの隅田川を「浅草川」と呼んだようだ。川の上まで枝が大きく張り出した「首尾の松」は吉原や浅草に向かう船頭や乗客にとって目印であったという。その下に浮かぶ屋根舟の簾の向こうにはうつすらと人の影が見える。夏の宵の口、江戸風情が感じられる舟遊びを見事に表現した一枚である。



広重「名所江戸百景」共同通信刊

日本橋法人会における インボイス制度の取り扱いについて

公益社団法人日本橋法人会は、消費税法上の免税事業者に該当するため、インボイス制度に係わる**適格請求書発行事業者の登録は行っていません。**

当会へお納めになられた会費等の取り扱いについては、以下の通りとなりますので、ご了承をお願いいたします。

消費税の取り扱いの詳細につきましては、管轄の税務署にお問い合わせください。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・通常期費 | 課税対象外 |
| ・研修等の都度お納めになる参加費等 | 課税対象(仕入れ税額控除不可※)) |

※なお、インボイス制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入れ税額相当額の一定割合を仕入れ税額として控除できる経過措置が設けられています。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの参加費等 | ・・・ 80%控除可能 |
| 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの参加費等 | ・・・ 50%控除可能 |

目 次

第14回通常総会を開催	3
法人会税務講座「非上場株式等の贈与対策」税理士 引地栄二	6
にほんばしうまいものめぐり「洋菓子 耕」	10
法人会だより「公益目的事業のための寄附金にご協力いただきました」	11
法人会だより「日本橋法人会報が電子書籍でもお読みいただけます!」	12
決算法人説明会開催スケジュール	13
日本橋税務署からのお知らせ	14
中央都税事務所からのお知らせ	15
中央区役所からのお知らせ	16
税金クイズ	17
法人会今後の予定・編集後記	18



公益社団法人日本橋法人会

第14回通常総会を開催

去る6月2日、東実健保会館大ホールに於いて、第14回公益社団法人日本橋法人会通常総会が開催され、三田会長を議長として各議案の審議に入りいずれも満場一致で可決されました。

本年は役員改選の年にあたり、総会終了後、臨時理事会が開催され別掲の通り新執行部が可決されました。また、法人会関係の事業活動で特に顕著なご功績のあった方々に対する感謝状贈呈が三田会長より行われました。

第一部 通常総会風景



第14回通常総会



三田会長



相川副会長による開会の辞



八代副会長による2024年度決算報告及び2025年予算説明



松本総務委員長による事業報告及び事業計画の説明



青木外部監事による監査報告の説明



永年勤続功労者感謝状受彰 八代元行副会長(右)



永年勤続功労者感謝状受彰 吉田誠男副会長(右)



永年勤続功労者感謝状受彰 相川和宏副会長(右)



永年勤続功労者感謝状受彰 市川秀明予算委員長(右)



永年勤続功労者感謝状受彰 小川茂之青年部会長(右)



永年勤続功労者感謝状受彰 鈴木道子女性部長(右)



井上日本橋税務署長に祝辞を賜る



細田副会長による閉会の辞

第二部 講演会 「ビジネスに活かす！ SNSを活用した売上アップの秘訣」

講師：一般社団法人
ビジネスプレゼンテーション協会 代表理事
株式会社オリファイ 代表取締役 山田 進一氏



第二部講演会 司会：鳥山 I T 委員長



第二部講演会 講師：山田 進一氏

新執行部名簿（理事・監事）

2025年 6月 2日

（敬称略）

会 長	（代表理事）	三 田 芳 裕	1の部地区長	（常任理事）	小 林 正 幸
副 会 長	（業務執行理事）	大 島 代 次 郎	2の部地区長	（常任理事）	吉 田 誠 男
副 会 長	（業務執行理事）	細 田 安 兵 衛	3の部地区長	（常任理事）	岩 田 東 一
副 会 長	（業務執行理事）	田 中 廣	4の部地区長	（常任理事）	鳥 山 博 司
副 会 長	（業務執行理事）	宮 城 邦 弘	5の部地区長	（常任理事）	廣 田 慶 一
副 会 長	（業務執行理事）	宮 入 正 英	6・7の部地区長	（常任理事）	峰 岸 昌 弘
副 会 長	（業務執行理事）	高 岡 慎 一 郎	2の部副地区長	（理 事）	宮 城 精 一
副 会 長	（業務執行理事）	鈴 木 悦 子	3の部副地区長	（理 事）	戸 塚 建 三
副 会 長	（業務執行理事）	柏原孫左衛門	4の部副地区長	（理 事）	渡 辺 秀 次
総 務 委 員 長	（常任理事）	松 本 宏 道	特別研修部会長	（理 事）	酒 井 英 彦
予 算 委 員 長	（常任理事）	金 井 由 光	青年部会長	（理 事）	渡 辺 英 臣
社会貢献委員長	（常任理事）	小 野 寺 智 俊	女性部会長	（理 事）	池 田 昌 子
事 業 委 員 長	（常任理事）	神 谷 洋 文		（監 事）	福 田 昭 三
組 織 委 員 長	（常任理事）	玉 木 章 夫		（監 事）	山 川 秀 樹
税 制 委 員 長	（常任理事）	高 津 伊 兵 衛		（外部監事）	青 木 幸 弘
広 報 委 員 長	（常任理事）	飯 田 永 介			
I T 委 員 長	（常任理事）	鳥 山 雄 司			
厚 生 委 員 長	（常任理事）	岡 部 耕 喜			

「非上場株式等の贈与対策」

税理士 引地 栄二



Q 私は、自分が100%の株式を保有している非上場会社の経営者です。お陰様で会社の経営が順調ですので自社の株価が年々上昇しています。このままでは、私が死亡したときの相続税が心配ですので、生前に何か対策をしておきたいと思っています。何か良い方法は、ありますか。なお、私には将来、事業を引き継いでもらいたい長男がいます。

A 非上場株式の相続税対策としては、次の3つがありますので、いずれかの方法を選択することになります。



1. 暦年課税の贈与を活用し、毎年少しずつ贈与していく方法

暦年課税の贈与税の基礎控除額は110万円ですので、1年間に贈与を受けた金額が110万円以下であれば贈与税はかかりませんが、110万円を超えるとその超えた金額に対し10%～55%の贈与税がかかります。

贈与税は、贈与により財産を取得した者が納めます。

なお、暦年課税の贈与については、将来、贈与をした者が死亡した場合、次の対象期間の贈与について贈与税の基礎控除額以下の贈与を含めて贈与時の価額で相続税の計算に加算する必要があります。

被相続人の相続開始日	加算対象期間
～令和8年12月31日	相続開始前3年以内 (死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間)
令和9年1月1日～ 令和12年12月31日	令和6年1月1日から死亡の日までの間
令和13年1月1日～	相続開始前7年以内 (死亡の日からさかのぼって7年前の日から死亡の日までの間)

相続税の計算上、加算された贈与財産に対応する贈与税額を相続税額から控除できますが、控除しきれなかった贈与税額は還付されません。

2. 相続時精算課税の贈与を活用し、贈与していく方法

相続時精算課税とは、その年1月1日において60歳以上の父母または祖父母などから、その年1月1日において18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度で、累積で2,500万円の特別控除額を控除した後の金額に一

律20%の税率で贈与税が課税される制度です。

この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に一定の書類を添付した「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。

なお、一度この制度を選択すると暦年課税に戻ることはできません。

相続時精算課税の贈与は、暦年課税の贈与と異なり、その名の通り何十年前の贈与であろうとすべての贈与財産について贈与時の価額で相続税の計算に加算して精算する必要があります。

相続税の計算上、加算された贈与財産に対応する贈与税額を相続税額から控除でき、控除しきれなかった贈与税額は還付されます。ここが暦年課税の贈与と異なる部分です。

なお、令和6年1月1日以後の相続時精算課税の贈与については、贈与を受けた年分ごとに相続時精算課税に係る基礎控除額110万円が設けられ、1年間に贈与を受けた金額が110万円以下の場合には、贈与税の申告をする必要がありません。

また、令和6年1月1日以後の相続時精算課税の贈与については、将来の相続税の際にも贈与を受けた年分ごとに相続時精算課税に係る基礎控除額110万円を超えた部分のみ相続税の計算に加算すればよいことになりました。ここが暦年課税と異なりますので、今後は相続時精算課税が主流になるでしょう。

非上場株式の贈与の場合、相続時精算課税を選択すれば1年間に行う株の贈与、すなわち「株価×贈与株数」が110万円以下であれば、毎年無税で後継者に移転することができます。

また、事業承継した際に先代経営者に退職金を支払い株価を下げたうえで、多くの株数を後継者に贈与することも一つの手法です。将来の相続税の計算上、加算される贈与財産の価額は、あくまでも贈与時の価額ですので、株価が上がり続けることが前提であれば低い価額で相続税が課税されることになります。

ただし、注意しなければいけないのは、株価が上がり続けることが前提ですので、将来の相続時に贈与時よりも株価が下がっていると逆に相続税額が増えることになります。



3. 法人版事業承継税制を活用し、一気に贈与する方法

法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、その納税が猶予される納税猶予制度です。

「一般措置」と「特例措置」がありますが、適用要件が緩和されている「特例措置」の方が使い勝手が良いです。

今回は生前対策とのことですので、「特例措置」の贈与に限定して概要を説明します。

なお、「特例措置」は、令和9年12月31日までの贈与に限って適用できます。

- (1) 株式を贈与する事前に会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を会社が策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、令和8年3月31日までに都道府県知事に提出し、その確認を受ける必要があります。期限があるものですので、実際に法人版事業承継税制を適用するかどうかは別にして、適用を検討している段階で早目に提出すべきです。

(2) 株式を贈与する事前に会社の代表者を先代経営者から後継者に移しておく必要があります。

その他、先代経営者と後継者の主な要件は次のとおりです。

① 先代経営者の主な要件

- イ 会社の代表権を有していたこと
- ロ 贈与時に会社の代表権を有していないこと
- ハ 贈与直前において、先代経営者及び先代経営者の親族など特別の関係にある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

② 後継者の主な要件

- イ 贈与時に会社の代表権を有していること
- ロ 贈与の日において、18歳以上であること
- ハ 贈与の日まで引き続き3年以上、会社の役員であること
- ニ 贈与時において、後継者及び後継者の親族など特別の関係にある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること（後継者が2人又は3人の場合には異なりますので、ご注意ください。）

(3) 先代経営者から後継者に次の数以上の非上場株式等の贈与を行います。

- イ 「贈与直前の先代経営者の持株数 $\geq$
発行済株式数 $\times 2/3$ —贈与直前の後継者の持株数」の場合
「発行済株式数 $\times 2/3$ —贈与直前の後継者の持株数」以上の株数
- ロ 「贈与直前の先代経営者の持株数 $<$
発行済株式数 $\times 2/3$ —贈与直前の後継者の持株数」の場合
「贈与直前の先代経営者の持株数」全部

(4) 贈与の年の10月15日から翌年1月15日までに「特例贈与認定中小企業者に係る認定申請書」を都道府県知事に提出する必要があります。

(5) 贈与の翌年2月1日から3月15日までに贈与税の申告をする必要があります。なお、納税猶予税額及び利子税に見合う担保（この制度の適用を受ける非上場株式等でもOK）を提供する必要があります。

(6) 贈与税の申告期限後、5年間は毎年、その後は3年ごとに継続届出書を税務署に提出する必要があります。

(7) 会社は、贈与税の申告期限後、5年間は毎年、「年次報告書」を都道府県知事に提出する必要があります。

なお、「特例承継計画」「特例贈与認定中小企業者に係る認定申請書」「年次報告書」については、中小企業庁の下記ホームページを参照してください。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_tokurei_yoshiki.html



- (8) 納税猶予期間中に後継者がこの制度の適用を受けている非上場株式等を譲渡したり、後継者が会社の代表者でなくなった場合など一定の場合には、納税猶予が終了し、納税猶予額と利子税を納めなければなりません。
- (9) 納税猶予期間中に先代経営者が死亡した場合には、納税猶予されていた贈与税は免除され、相続税の納税猶予に移行します。
- (10) 納税猶予期間中に後継者が死亡した場合など一定の場合には、納税猶予されていた贈与税は免除されます。
- (11) この制度は、贈与税の暦年課税と相続時精算課税のどちらかを選択できますが、適用要件を満たさなくなると、納税猶予額を納めなければならないことを想定すると、多額の贈与税を納める可能性が低い相続時精算課税を選択することをお勧めします。

【筆者紹介】税理士 引地 栄二 (ひきち えいじ)

引地栄二税理士事務所

東京都中央区 日本橋人形町2丁目8番3号第5篠原ビル3階

著書：新日本法規出版

「ケース別 土地評価 減価要因の着眼点－形状及び権利関係等」他多数



会員専用ページ メールアドレス登録のお願い

当会では、会員企業の皆様へのサービスを一層充実し、従来以上にご利用いただけますよう取り組みを進めております。現在、当会からのご案内等は、書面にて送付またはFAXさせていただいておりますが、今

後、緊急のご案内や情報展開を、直接かつ適時に実施できる体制を整備いたしたく、業務多忙の折、誠に恐縮に存じますがメールアドレスを下記の方法でご登録いただきますようお願い申し上げます。

メールアドレス登録方法【登録は何名様でも構いません】

下記URLにアクセスし、登録フォームに必要事項を入力し、送信してください。

折返しログインIDとパスワードをご案内いたします。

<http://www.cmate.jeez.jp/data.php?c=touroku>

※ご登録いただいた事項や個人情報は、当会の事業運営上の照合並びに当会からの各種連絡、情報提供等当会の事業の円滑な実施のみに使用します。



詳しくは当会ホームページのトップへ！

日本橋法人会

検索

にほんばしうまいものめぐり

洋菓子 たがやす
Tagayasu

洋菓子
たがやす
Tagayasu



2018年12月、東京日本橋人形町のからくり時計前にオープンしました。
下町情緒が残るこの街で、和のテイストも織り交ぜた創作洋菓子を提供しています。



MAIN PATISSIER 中根 一

1998年に渡仏し、ストレール、モデュイなどの名門洋菓子店にて学ぶ。
帰国後は、フォーシーズンズホテル丸の内の製菓長などの役職を歴任したの
ち、2018年たがやすの開業に合わせてメインパティシエに就任。
「老若男女に愛されるお菓子」を信念に、クオリティの高いスイーツを開発中。



たがやす人形町店

東京都中央区日本橋人形町2丁目2番3号 堀口ビル1階
TEL03-6810-7930

アクセス:[東京メトロ]

日比谷線 人形町駅A1/A2出口より徒歩1分
半蔵門線 水天宮前駅7番出口より徒歩1分



ホームページ



食べログ



インスタグラム

皆様のご支援ありがとうございます!

株式会社 ハクエイエンタープライズ 様
 田中政興業株式会社 様
 三田芳裕 様
 株式会社 第一成和事務所 様
 有限会社 神 茂 様
 株式会社 スイファ中央 様
 株式会社 ミヤギ 様
 株式会社 タナチョー 様
 株式会社 伊場仙 様
 東匠建設株式会社 様
 有限会社 池 忠 様
 株式会社 山川商会 様
 神谷洋文 様
 有限会社 繁乃鮎 様
 武藤 株式会社 様
 株式会社 元裕社 様
 税理士久世貴子事務所 様

シーアイリンク株式会社 様
 株式会社 パネル 様
 国分グループ本社株式会社 様
 相川和宏 様
 株式会社 千足屋総本店 様
 西武信用金庫日本橋支店 様
 日高産業株式会社 様
 東成鋼管株式会社 様
 日東タオール株式会社 様
 リードケミカル株式会社 様
 古賀オール株式会社 様
 青木幸弘税理士事務所 様
 明光石油株式会社 様
 株式会社 竺 仙 様
 杉村 株式会社 様
 協和自動車株式会社 様
 株式会社 カンセン 様

より寄附金を頂戴いたしました。

寄附金は日本橋法人会の公益目的事業に使わせていただきます

- 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業
- 地域企業の健全な発展を目的とする事業
- 地域社会への貢献を目的とする事業



租税教育活動
租税教室



税に関する
絵はがきコンクール



税務研修会
実践セミナー



税を考える週間
街頭 PR 活動

寄附金は個人・法人を問わず、どなたでもしていただけます

- ◆ 日本橋法人会への寄附金は税制上の優遇措置が受けられます
 - 個人の方のご寄附の場合は所得控除が、法人企業のご寄附は通常の一般寄附金とは別枠として損金算入が認められます。
- 詳しくは、日本橋法人会事務局 Tel:03-3667-1736 までお問い合わせください。

是非、この機会に会員専用ページにご登録ください！
役立つ情報や、お得な情報をゲットしよう！

日本橋法人会報「にほんばしかわら版」が 電子書籍でもお読みいただけます！！

日本橋法人会では、会員様のご要望にお応えし、また、当会でも取り組んでいるSDGs活動の一環である森林減少抑制と環境保全のため、紙媒体ではなく電子書籍でも会報をお読みいただけるようになりました！

電子書籍の場合…

- ♪ 会報・研修会等の情報が更に早く入手可能！
- ♪ なんと発刊第一号から最新号までいつでも閲覧可能！
- ♪ スペースパフォーマンスも上がる！

今後、日本橋法人会報「にほんばしかわら版」を 電子書籍で閲覧希望の場合、
下記にご記入の上、HP又はFAXにてお申し込みください。
(FAX 03-3663-3307)

日本橋法人会報「にほんばしかわら版」を

☐ 電子書籍で閲覧を希望する

法人名

住所

TEL

担当部署・担当者名

◇電子書籍で閲覧方法

当会HPの会員専用サイトにご登録の上、会員専用サイトの「会報ライブラリー」からお読みください。

以後、紙媒体の会報の発送は致しませんが、お入用の場合、適宜発送致しますので事務局にご連絡ください。



日本橋法人会 HP



会員専用ページ

決算法人説明会

日本橋税務署・公益社団法人日本橋法人会 共催

決算をむかえる法人を対象に会社の決算要領をはじめ税務調査で指摘が多い事項を中心に法人税・源泉所得税・消費税・印紙税について説明します。

ご希望の方は、決算月にかかわらず、どなたでも出席できますが事前予約制となっていますので、下記要領によりお申込み下さい。

(テキストは当日配布されますが、別途必要の場合、日本橋法人会HPからダウンロードできます。)

《申込方法》

◆日本橋法人会HPから、もしくは下記申込書にご記入の上FAXで、**参加希望日の3日前まで**にお申込みください。

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

定員内のお申込みの方へは特にご連絡はいたしませんので、当日直接お越し下さい。

また、開催スケジュールは会場の都合等により変更となる場合がございますので、お越しになる前に**日本橋法人会HPで最新のスケジュールをご確認のうえご来場ください。**

開催日	時間	会場	定員
2025年 7月 3日(木)	午後1:30～4:00	日本橋税務署 6階 会議室 (中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
8月22日(金)	午後1:30～4:00	日本橋税務署 6階 会議室 (中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
9月16日(火)	午後1:30～4:00	東実健保会館 6階 大ホール (中央区東日本橋3-10-4)	120名
10月23日(木)	午後1:30～4:00	日本橋税務署 6階 会議室 (中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
11月19日(水)	午後1:30～4:00	日本橋税務署 6階 会議室 (中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
12月 5日(金)	午後1:30～4:00	東実健保会館 6階 大ホール (中央区東日本橋3-10-4)	120名
2026年 1月23日(金)	午後1:30～4:00	日本橋税務署 6階 会議室 (中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
2月18日(水)	午後1:30～4:00	日本橋税務署 6階 会議室 (中央区日本橋堀留町2-6-9)	35名
3月 2日(月)	午後1:30～4:00	会場調整中	120名
3月 3日(火)	午後1:30～4:00	会場調整中	120名

《申込書送付先》 日本橋法人会事務局 FAX 03-3663-3307 TEL 03-3667-1736

《問い合わせ先》 日本橋税務署 法人1部門審理担当 TEL 03-3663-8451(代表)

会場調整中の場合、決定次第、日本橋法人会のHPにアップします。

決算法人説明会 参加申込票

いずれかに○を付けてください【日本橋法人会会員・一般】

参加希望日 _____

※締切り日は各回参加希望日の3日前

法人名 _____

住 所 _____

連絡先TEL _____ 参加者名 _____

ご記入いただいた個人情報は説明会整理以外には使用いたしません。

※当日本状を受付にご提出ください。

※開場は13時です。13時以前にお越しいただいても会場設営中のため、ご入場いただけません。

納税証明書は スマホで 請求・受取 できます!



納税証明書 (PDF) は、お手持ちのスマートフォン等からe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット ①

いつでもどこでも!

スマホで 完結!

タブレットでも!



メリット ②

手数料が お得!

1税目1年度あたり370円

※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット ③

期間内であれば 何度でも 印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

オンラインで

請求から受取までの流れ

ステップ
1

自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
「納税証明書の交付請求(電子交付用)」
を選択。※e-Taxを初めてご利用になる
場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual>



法人の方



<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/Corporate>

ステップ
2

電子申請

納税証明書の請求データを作成

マイナンバーカードを読み込んで
電子署名を付与。



マイナンバー
カードが
必要です!

ステップ
3

電子発行・受取

メッセージボックスに
手数料の案内が格納されます。

インターネットバンキング等で手
数料納付後、納税証明書データを
ダウンロードできるようになります。



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



国税庁

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手順の仕方はこちらから

<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/e-taxsoftweb.htm>



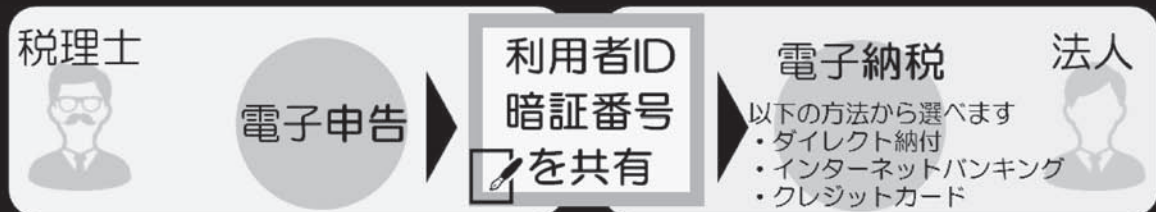


eLTAX 電子納税のご案内

「電子申告手続は税理士」、「納税手続は法人」の場合に、
便利な情報をお届けします

法人の都民税・事業税等について、関与税理士が eLTAX で
電子申告した場合でも、利用者 ID と暗証番号を共有いただければ、
法人側で、ダイレクト納付などの電子納税が簡単にできます！

詳しくは、[こちら](#)⇒



【お問合せ先】

東京都主税局徴収部徴収指導課

TEL (直通) : 03-5388-2984

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 おうちで今、納付できます！
- 💡 スマホ決済アプリで納付書の地方税統一 QR コード (eL-QR) を読み取るだけで納付ができます。



納付書の下部に eL-QR が掲載

注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- eL-QR のない納付書については、上記の方法で納付できません。

詳細は、主税局 HP をご確認ください。

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書では、スマホ決済アプリでバーコードを読み取ることも納付できます。

利用できるスマホ決済アプリは主税局 HP をご覧ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

— 中央区税務課からのお知らせ —

個人住民税額（特別区民税・都民税）の試算がインターネットでできる

「個人住民税額シミュレーション」 サービスをご利用ください!!

◆サービス内容

ご自身のパソコンやスマートフォンでホームページにアクセスし、インターネット上に表示されたフォームに、給与や年金の源泉徴収票の内容、そのほかの所得・控除等を入力していただくと、個人住民税額を試算することができます。ふるさと寄附金額の目安を試算することも可能です。

※ふるさと寄附金による寄附金税額控除は、ふるさと寄附を行った年の収入、所得及び控除に基づいて控除額が計算され、その翌年度の個人住民税から控除される制度です。本シミュレーションでは、令和7年度または令和6年度の個人住民税額を試算し、その税額をもとに目安額を試算しますので、実際の計算結果とは異なる可能性があります。試算額はあくまで参考としてご利用ください。

◆アクセス方法

「中央区ホームページ」

(トップページ ⇒暮らし・手続き ⇒税金 ⇒住民税 ⇒税額の計算
⇒個人住民税額シミュレーション)

URL <https://www.city.chuo.lg.jp/a0009/kurashi/zeikin/juuminzei/zeigaku/simulation.html>

スマートフォンの方は、こちらの二次元コードからお入りください。



◆お問い合わせ先

中央区総務部税務課課税係 Tel 03-3546-5270

ぜいきんクイズ

下記の要項でご応募下さい。正解者には10名に図書カード(1,000円相当額)を差し上げます。

< 応募方法 >

官製はがき、又は下記のFAX応募用に答(①・②・③のいずれかの記号で答える)と、会社名・所在地・所属部課・氏名をご記入の上、ご応募下さい。

なお、官製はがきの場合は、「夏季号(第259号)の答」と明記し、問を解答して下さい。

あて先

〒103-0014

中央区日本橋蛸殻町1-10-7

蛸殻町ビル

公益社団法人日本橋法人会事務局

FAX(3 6 6 3) 3 3 0 7

締切日

2025年 8月 31日

(当日消印有効)

発表

秋季号(第260号)当会報誌上
(2025年 9月末発行)

(問) 所得税に関する問題です。

令和7年度の税制改正でも物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、所得税の基礎控除額の改正、給与所得控除の最低保障額の引上げ、特定親族特別控除の創設等が行われた所得税ですが、世界で最初に所得税が導入された国はどこでしょう。

次の3つの中から正しいものをお選びください。

- ① 日本
- ② ドイツ
- ③ イギリス

春季号税金クイズ(258号掲載)の解答

春季号(第258号)税金クイズの解答は、次のとおりです。

【解答】 ②

e-Taxに財務諸表を提出する際のデータ形式は、「X B R L形式」若しくは、「CSV形式(令和2年4月以降)」と法令で定められています。

そのため、PDF形式等による提出は認められていませんので、ご注意ください。

具体的な財務諸表データの提出方法等は、e-Taxホームページ「財務諸表データの送信」でご確認ください。

詳しくは、e-Tax
ホームページを
ご覧ください。



財務諸表データの送信



抽選結果発表

当会報春季号(258号)に掲載した税金クイズの抽選結果を発表します。

厳正なる抽選の結果、下記の方々が当選されました。おめでとうございます。

石井 清子	佐藤 利治	辻 浩子	藤田 秀昭	松井 彩香
大泉 新一	田中 里美	萩原 秀子	松崎 旬	矢野 朋子

FAX 03 (3663) 3307 日本橋法人会事務局

夏季号(第259号)の答 (FAX応募用)

答 ① ・ ② ・ ③ (いずれか正解に○をしてください)

会社名 _____

氏 名 _____

所在地 _____

所属部課 _____

法人会への
メッセージ



日本橋法人会の今後の予定

開催日	行 事 内 容	会 場	開始時刻
2025年 7月2・9・16・23日	法人税の体系を学ぶ講座(全4回)	法人会研修室	15:00～17:00
2025年 7月 3日(木)	7月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
2025年 8月20・27日、9月3・10日	法人税申告実務Ⅰ講座(全4回)	法人会研修室	15:00～17:00
2025年 8月21日(木)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
2025年 8月22日(金)	8月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
2025年 8月29日(金)	税務研修・異業種交流会	TOYO(東洋)	17:00～19:30
2025年 9月 2日(火)～ 10月30日(木)	日商簿記検定3級講座(全16回)	法人会研修室	13:00～15:30
2025年 9月12日(金)	2025年度 社員フォローアップ研修	法人会研修室	13:00～17:00
2025年 9月16日(火)	9月決算法人説明会	東実健保会館	13:30～16:00
2025年 9月17日(水)	特別セミナー「デジタル化がもたらす税務行政の変革を契機に属人化からの脱却と慣習への固執を排除する」講師:税理士 安田 信彦 氏	法人会研修室	13:30～15:00
2025年 9月19日(金)	決算書入門講座	法人会研修室	13:00～15:00
2025年 9月24日(水)	改正税法説明会	東実健保会館	13:00～15:30
2025年 9月24日(水)	救命講習会	日本橋消防署	13:00～16:00
2025年 9月26日、10月3・10・17日	財務分析講座(全4回)	法人会研修室	13:00～15:00
2025年 9月26日(金)	税務署幹部講演会・交流会	東実健保会館	16:00～18:30

「無料税務・労務相談」「無料法律相談」は水曜日開催中(隔週)。

詳細が決定次第、ホームページにUPいたします。是非ごらんください!!

※日程・会場等変更になる場合がございますので、お申し込みの際には事務局に必ずご確認ください

最新の情報はホームページをご覧ください!!

日本橋法人会

Q 検索



編集後記

「にほんばしかわら版」夏季号をお届けします。巻頭に第14回通常総会の模様を掲載しました。本年は役員改選の年ですので、総会後に臨時理事会が開催され新執行部が可決されました。そして法人会の活動で特に顕著なご功績のあった方々に三田会長より感謝状が贈呈されました。長い間、法人会の発展にご尽力いただいた皆様に、心より敬意と感謝を申し上げます。

第二部の講演会「ビジネスに活かす! SNSを活用した売上アップの秘訣」では、株式会社オリファイ代表取締役の山田進一様からSNSをビジネスに有効に活用するための基本的なポイントをお話いただきました。

今号の特集は法人会税務講座「非上場株式等の贈与対策」です。税理士の引地先生が非上場株式の相続税対策として具体的に3つの贈与の方法をわかりやすく解説しています。

“にほんばしうまいものめぐり”は人形町の洋菓子「たがやす」さんです。街に根付いて愛されるお店になりたい、という想いで命名した屋号。和のテイストを取り入れた創作洋菓子をぜひお試しください。

税務署、都税事務所、中央区からのお知らせは大事なもののばかり。お目通しをお願いします。

多くの皆様の日本橋法人会へのご入会をお待ちしています。

広報委員長 飯田 永介

にほんばし かわら版

令和7年夏季号

第259号(通巻302号)

発行所 中央区日本橋蛸殻町1-10-7

公益社団法人 日本橋法人会

電 話 (3667)1736・1737

E-mail:support_1@nihonbashi-hojinkai.or.jp

発行人 会 長 三田 芳裕

編集人 広報委員長 飯田 永介

はじめての

葬儀相談室

0120-421-493

- 葬儀の費用を知りたい
- 葬儀の流れを知りたい…お気軽にご相談ください!
- 何から準備すればいい?

24時間
365日対応
相談無料

公益社団法人 日本橋法人会の
福利厚生制度「葬儀支援サービス」

相談
窓口

いざという時は、私たちにお任せください。
全国儀式サービス

全国儀式サービス
公式キャラクター「しろ」



ホームページ